

# 「しんきん教育プラン」

(平成30年4月2日現在)

資金使途	<p>お申込のご本人ならびにお申込人の子弟・孫・被扶養親族が就学する場合の次の資金</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 就学する学校等への1年分の納付金</li><li>② 就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内で、受験費用、教材費等、下宿・アパート代(敷金・礼金・家賃等)、交通費、引越費用等)借換に伴う繰上完済にかかる手数料</li><li>③ 申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借入れたローンの借換資金。(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</li></ol> <p>※ ①および②は、申込日時時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可となります。</p>
融資対象者	<p>下記の学校に就学する子弟を扶養する親族の方で①～⑤までの条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学院・大学・短大・中学校・小学校・幼稚園・保育園等</li><li>・学校教育法82条の2の専修学校</li><li>・高等専門学校・高校</li><li>・学校教育法83条の各種学校(認可を受けた予備校を含む) (各種学校として認可を受け修業年限が6ヶ月以上に限りま)</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>① 金庫の営業地域に居住または勤務している方</li><li>② 申込時年齢が満20歳以上の個人で当金庫の融資条件を満たされる方</li><li>③ 安定継続した収入がある方</li><li>④ 事業主の方の場合、同一業種・同一収入源による確定申告の実績のある方</li><li>⑤ 当金庫所定の条件を満たされる方</li></ol>
融資金額	・ 1,000万円以内
融資単位	・ 1万円以上1万円単位です。
融資期間	・ 16年以内 ・ 元金返済の据え置き期間は卒業予定月までといたします。
融資利率	・ 当金庫所定金利となります。なお、変動金利型とし、当金庫長期プライムレートを基準として、毎年3月と9月の年2回見直しを行います。
返済方法	・ 毎月元利均等返済 ・ ボーナス払いも利用できます。(融資額の50%以内で年2回の6ヶ月間隔といたします。)
担保・連帯保証人	・ 不要です。保証会社(しんきん保証基金)の保証を付けさせていただきます。
保証料	・ 金庫所定金利に含まれております。
手数料	・ 融資手数料として200円(消費税別)が必要になります。
その他	・ 本人確認資料(運転免許証・健康保険証・住民票謄本等)が必要です。 ・ 所得を証明する書類および資金使途証明書が必要です。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
--------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉